

2020年1月31日

令和元年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資促進等調査
「サウジアラビア・UAEにおけるローカライゼーション政策及び実状調査」
(調査業務委託先公募要領)

1. 本調査の背景と目的

- (1) サウジアラムコの IKTVA (In-Kingdom Total Value Add) プログラム、ADNOC の ICV (In-Country Value) プログラムは、両国の政策に沿って、調達バリューチェーン構築に向けての現地製造やローカルコンテンツの活用、自国民の雇用機会創出・増大等のローカライゼーションの推進を目的としており、両国の国家戦略の中でも優先順位の高いプログラムとして位置づけられている。
- (2) サウジアラムコや ADNOC 等と取引のある日本企業も両プログラムに対応しているが、同プログラムを活用してビジネスを拡大している企業がある一方で、同プログラムへの適応に課題を抱えている企業もあり、企業ごとに状況は異なっている。
- (3) 本事業では、サウジアラビアにおいては、ローカライゼーションを推進する政府機関とその施策の内容、サウジアラムコ、SABIC が個別に実施しているプログラムの詳細、UAE においては ADNOC が実施しているプログラムの詳細を調査のうえ取り纏めを行うと共に、各プログラムの実状を調査する。

上記の調査の結果に基づき、IKTVA、ICV 等に関する具体的かつ実践的な対応方法を示したガイドブックを作成し、日本企業に的確な情報提供を行うと共に、各ローカライゼーションプログラムに対する要望等を含めた、日本企業等へのヒアリング結果をサウジアラムコ、ADNOC 等へフィードバックする資料を作成することとし、本調査はそのために必要な情報収集を目的として、机上調査及び政府関係機関、サウジアラムコ、ADNOC や日本企業、外国企業へヒアリングを実施するものとする。

2. 調査内容

以下の調査項目を基にご提案ください。

(調査項目として含むもの)

- (1) ローカライゼーションを推進する政府関係機関とその施策・プログラム、サウジアラムコ、SABIC、ADNOC 等が個別に実施しているプログラムの詳細
- (2) 政府関係機関、サウジアラムコ、SABIC、ADNOC へのヒアリング
※ヒアリング候補先を明示してください
- (3) 日本企業等へのヒアリング
※ 同上
- (4) 大使館、JETRO が日本企業向けに実施している投資環境に関するアンケート

3. 調査方法

サウジアラビアおよび UAE での国営会社・政府機関関係者からの情報収集と意見交換も含めてご提案ください。

※サウジアラビア・UAE での情報収集・意見交換に関しては、当センターが協力します

4. 調査期間

契約開始日から令和 2 年 3 月 31 日まで。

※報告書提出は令和 2 年 3 月 19 日まで

5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

6. 成果物

調査報告書（日本語・電子媒体）

2020 年 3 月 19 日（木）までに、引用先リスト等の Annex を除き、図表・統計も含めて A4 100 頁程度の報告書を提出するものとします。

7. 応募方法

次の項目について作成し、ご提出ください。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
 - 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
 - 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
 - 調査スケジュール。
 - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
 - 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
 - 各費用について積算明細を作成すること。
 - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

8. 応募書類提出

- (1) 提出期限
2020年2月7日（金）17時
※上記期限を過ぎて提出された提案書は無効とします。
- (2) 提出先
（一般財団法人）中東協力センター 調査事業公募担当
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-26 住友不動産三番町ビル 3階
電話 03-3222-5020
- (3) 提出手段
持参
- (4) 使用言語
日本語

9. 委託先選定方法

総合評価方式により 1 社を選定します。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

（注1）調査に直接従事する者は、次の属性を満たす必要があります。

- ① サウジアラビアや UAE に駐在経験があり、当該国でのビジネス環境、日本企業及び現地企業の動向等に関する十分な知識と経験を有すること

(注2) 調査事業者としては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 会社として、過去5年以内に、所謂「ジャパンデスク業務」(海外への日本企業の投資誘致)の実績があること
- ② 過去5年以内に、中東で類似の調査実績が複数あり、また、中東政府関係機関向けのビジネス環境改善等の提案・提言資料の作成あるいはセミナー・ワークショップ等でプレゼンテーションを実施した実績があること

10. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表する。
- (2) 選定過程および選定結果・理由に対する問合せには一切応じない。
- (3) 提出書類は返却しない。

11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

一般財団法人中東協力センター

「サウジアラビア・UAEにおけるローカライゼーション政策及び実情調査」

公募担当

小野

E-Mail : ono@jccme.or.jp

電話 : 03-3222-5020

以上

令和元年度・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資促進調査
「サウジアラビア・UAEにおけるローカライゼーション政策及び実状調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称： 印

代表者名： 印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

令和2年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印